

第2回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 5年 7月28日(金) 午後 3時26分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 5 年 7 月 2 8 日 (金) 午後 3 時 2 6 分

2. 閉会時間 令和 5 年 7 月 2 8 日 (金) 午後 3 時 5 3 分

3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 1 9 名

1 番 北浦 守金	2 番 田上 豊	3 番 森 浩則
4 番 稲田 勝	5 番 水本 正一郎	6 番 林田 靖仁
7 番 田浦 秀子	8 番 尾崎 栄	9 番 松崎 慎太郎
1 0 番 入江 敏昭	1 1 番 森本 勝也	1 2 番 米田 公明
1 3 番 北尾 健一郎	1 4 番 祐田 久男	1 5 番 林田 了星
1 6 番 太田 武春	1 7 番 金子 利範	1 8 番 廣瀬 光徳
1 9 番 村里 枝美子		

5. 欠席委員者の数 0 名

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 1 7 名

安中 園田 実則	安中 佐藤 幸平	中央 稲田 俊夫
中央 稲田 保夫	杉谷 酒井 和	杉谷 杉永 芳一
三会 吉川 周宏	三会 荒木 康成	三会 北田 広和
三之沢 島田 和典	東空閑 柴田 利明	大野 井上 和利
高野 林 耕平	高野 竹田 静男	池田 伊達 博明
久原 森崎 誠一	戸田 稲田 浩敏	

7. 報告事項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知書について
報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
報告第 3 号 農地台帳登載申請について

8. 議案

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
第 3 号議案 非農地証明願について
第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
第 5 号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画 (案) について

午後 3時26分開会

議長

ただ今より、第2回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、……番 ……委員、……番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、5件、10筆、9,790平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、5件、18筆、20,065平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号 農地台帳登載申請について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、1件、1筆、41平方メートルの申請がありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、畑、1筆、1,900平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、23,795平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、トラック 2台、コンバイン 1台、田植え機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は40年の農作業歴があります。本人、妻と2人で農業営んでおり、申請地も含め、水稻、大根、人参等を作付けし、通作距離は自宅から徒歩2分ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、畑、2筆、1,673平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,060平方メートルで、農機具は、トラクター 1台、消毒機

1 台、草刈機 1 台を保有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番について報告します。

2 番の譲受人は 15 年の農作業歴があります。申請地も含め、トマトを作付けし、通作距離は自宅から 200 メートルということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第 1 号議案の 2 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 1 号議案の 2 番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 2 番は許可することに決定いたします。

次に、第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 3 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項（所有権移転）の規定による許可申請の 3 番について説明します。

3 番の譲受人及び譲渡人は、議案集 6 ページ、3 番に記載のとおりで、畑、1 筆、1, 431 平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、2, 233 平方メートルで、農機具は、消毒機 1 台、耕耘機 1 台、草刈機 1 台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は本人、妻と農業を営んでおり、申請地も含め、ゆず、胡瓜を作付けし通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地46平方メートルを借り受け、車庫（物置）を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

す。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

盛土造成し、雨水は溜桝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地602平方メートルを譲り受け、建設資材置場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

切土造成し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、申請地410平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

す。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は道路となっております。

切土造成し擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集8ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和40年月日不詳頃から、山林化しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は山林、南側は道路、西側は山林となっております。

す。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集8ページ2番に記載のとおりで、申請地は平成8年月日不詳頃から、隣接する宅地と一体に宅地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 ……委員の退場を求めます。

（……委員 退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集9ページから11ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定6件、19筆、13,211平方メートル、耕作権の再設定5件、11筆、12,279平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、2件、4筆、3,301平方メートルです。

合計13件、34筆、28,791平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

……番 ……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長

……委員にお伝えします。第4号議案は承認することに決定したので報告します。

次に、第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 ……委員の退場を求めます。

(……委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の13ページから14ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、38筆、34,022平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、7名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画（案）は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

……番 ……委員の入場を求めます。

（……委員 入場）

議長

……委員にお伝えします。第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定したので報告します

議長

以上で、第2回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第2回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3時53分 閉会